

月極駐車場でインボイス制度が始まると… 皆さまの駐車場でこんなことが起こるかもしれません…

月極利用者が免税事業者※1の場合

個人の利用者または納税義務を
免除されている事業者への対応
は必要ありません

※1 免税事業者
年間売上1,000万円以下の事業者

月極利用者が課税事業者※2の場合

納税義務のある事業者は消費税
の対策をする必要があります

※2 課税事業者
消費税を納付する義務のある事業者

利用者からこのようなことを
言われる可能性があります



解約して
仕入税額控除が
できる駐車場へ
移ろうかな

仕入税額控除が
できない
消費税分を
賃料から値引き
して下さい



インボイス制度を
正しく理解し対策を
しましょう



駐車場経営者にとって、**売上が減少**することが考えられます。正しい情報を集め、対応を行っていきましょう。
“**インボイス**”という言葉聞いたことがないオーナー様、
適格請求書発行事業者・仕入税額控除ってなに？
と思われた方はいつでもお問い合わせくださいませ。

貸主が適格請求書発行事業者ではない場合、
借主は仕入税額控除を受けることができなくなります。